

議案第76号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の制定について

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例を次のとおり定める。

平成24年8月20日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の余暇活動や学習の機会としての農作業を通して、市民相互の交流を深め、健康でゆとりのある生活の確保と農地の保全に資するため、三田市ふれあい農園（以下「農園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 農園の位置は、次のとおりとする。

位置 三田市香下字椎原2189番地

(使用時間)

第3条 農園の使用時間は、午前5時から午後7時までの間で、市長が指定する時間とする。

(使用することができる者)

第4条 農園を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 三田市に住所を有する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者（農業を生業としている者を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 市長は、農園を使用しようとする者を公募するものとする。この場合において、農園を使用しようとする者の数が公募に係る農園の区画数を超えた時は、市長は、抽選によりこれを決定するものとする。

(使用の許可)

第5条 農園を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、農園の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用期間)

第6条 前条第1項の規定による許可に係る使用期間は、許可を受けた日から1年間とする。

2 前項に規定する使用期間は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の届出に基づき、1年ごとに延長することができる。ただし、連続して5年を超えて使用することはできないものとする。

(使用料)

第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、1年間の使用料として1区画当たり20,000円を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農園の施設その他附属設備等(以下「施設等」という。)をき損し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、建物及び工作物を設置すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 農園を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農園の管理運営上支障がある行為

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可条件及び使用目的に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
- (4) 農園を耕作しないとき。
- (5) 前条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、農園の使用を終了したとき又は前条の規定に基づき使用を停止され、

若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、若しくは搬入した物品等を撤去しなければならない。

- 3 使用者が前項の規定に従わないときは、栽培物及び搬入した物品等（以下「栽培物等」という。）を放棄したのものとして、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第12条 使用者は、その責めに帰すべき理由により農園及び施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

- 3 市は、栽培物等について、病虫害又は有害鳥獣等による被害、盗難又は天災その他の災害により使用者が受けた損害について、その賠償の責めを負わない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月14日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。